

○宮崎大学化学物質管理体制専門委員会設置に関する申合せ

令和 4 年 8 月 26 日  
安全衛生保健管理委員会決定

(設置)

第 1 宮崎大学安全衛生保健管理委員会規程第 7 条に基づき、本学における適切な化学物質管理体制の構築及びその円滑な運営を図るため、宮崎大学安全衛生保健管理委員会（以下「管理委員会」という。）の下に化学物質管理体制専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(業務)

第 2 専門委員会は、次に掲げる業務を行い、管理委員会が必要と認めた場合又は必要に応じて管理委員会に提案、報告するものとする。

- (1) 化学物質関連法に適応した化学物質管理体制の構築に関すること。
- (2) 化学物質管理の課題と点検に関すること。
- (3) 化学物質管理の情報収集に関すること。
- (4) その他化学物質管理に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 安全衛生保健センター化学物質管理部門長
- (2) 安全衛生保健センター化学物質管理支援アドバイザー
- (3) 宮崎大学化学物質管理規程第 7 条により選出された「化学物質管理責任者」または「化学物質使用責任者」から各部局 2 名以上
- (4) その他委員長が必要と認める者

(任期)

第 4 前条第 3 号及び第 4 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 第 1 号委員をもって充て、副委員長は第 3 第 2 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の出席)

第 6 専門委員会又は委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第7 専門委員会の事務は、企画総務部人事課において処理する。

(雑則)

第8 この申合せに定めるもののほか、専門委員会の運営等に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

附 則

この申合せは、令和4年8月26日から実施する。